

投資信託

セット型

定期貯金

「さんさん定期」



©よりぞう

取扱期間

令和8年 4/1(水) ▶ 令和8年 4/30(木)

- ◆ 販売対象：個人
- ◆ 預入期間：6か月
- ◆ 預入金額：100万円以上
(投信購入金額と同額まで)

店頭表示金利に

組合員
および
組合員と
同居の家族
の方に限り

年 **1.500** 上乗せ
% します

(税引後1.195%)

店頭表示金利に

上記以外
組合員外
の方

年 **0.750** 上乗せ
% します

(税引後0.597%)

定期貯金と投資信託
セットでお申し込みいただくと
おトク!

定期貯金の条件

- 投資信託と定期貯金を同時にお申し込みいただいた方に限ります。
- 新規預入資金（他金融機関からの預け替え資金）に限ります。

投資信託の条件

- ご契約口座は、課税口座・非課税口座いずれでも可能です。
- つみたてNISA専用ファンドを除く全てのファンドが対象となります。
- つみたて投資信託は対象外です。
- 投信購入資金は新規資金（他金融機関からお持ちいただいた資金）に限ります。
- 金利情勢により、上乗せ金利を変更させていただく場合があります。

JA20260060

詳しくは店頭の説明書またはホームページをご覧ください。

富士伊豆農業協同組合
登録金融機関
東海財務局長（登金）第148号

 JAふじ伊豆
<https://www.ja-fujiizu.or.jp>



＜商品概要説明書＞

1. 商品名	○投資信託セット型定期貯金「さんさん定期」								
2. 販売対象	○個人の方で、対象の投資信託を100万円以上ご購入いただいた方 ○新規預入資金（他金融機関からの預け替え資金）に限ります。								
3. 対象の投資信託	○つみたてNISA専用ファンド・つみたて投資信託以外の全ファンドが対象								
4. 期間	○定型方式 6か月（単利型）								
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○一括預入 ○100万円以上（投資信託購入申込金額と同額まで） ○1円単位								
6. 払戻方法	○満期日以降に一括して払い戻します。								
7. 利息 (1) 適用金利	契約時の店頭表示利率に組合員資格ごとに定めた利率を上乗せし満期日まで適用します。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>預入期間</th> <th>組合員資格</th> <th>上乗せ利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">6か月</td> <td>組合員および組合員と同居の家族※</td> <td>1.500%</td> </tr> <tr> <td>組合員外</td> <td>0.750%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※契約と同時に組合員加入の申し込みをする場合も組合員として認めます。 ○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ○自動継続後の適用利率は継続日当日のスーパー定期貯金（預入期間6か月）の店頭表示金利となります。 ※金利情勢により上乗せ金利を変更させていただく場合があります。 ○満期日以後に一括して支払します。 ○付利単位を1円として1年を365日とする日割計算となります。 ○20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。※ ※2037年12月31日までの適用となります。 ○金利はホームページに表示しています。</p>	預入期間	組合員資格	上乗せ利率	6か月	組合員および組合員と同居の家族※	1.500%	組合員外	0.750%
預入期間	組合員資格	上乗せ利率							
6か月	組合員および組合員と同居の家族※	1.500%							
	組合員外	0.750%							
(2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法									
8. 手数料	—								
9. 付加できる特約事項	○自動継続扱いのものは、総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率） ○マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」の取扱いができます。 ○通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。								
10. 中途解約時の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満・・・解約日における普通貯金利率								
11. 貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。								
12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または苦情等受付窓口（電話：055-957-8028）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対応する体制を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA苦情等受付窓口またはJAバンク相談所にお申し出ください。静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）								
13. その他参考となる事項	○満期日には、原則投資信託購入のための資金となります。 ○当JA定期貯金からの預け替えにはご利用いただけません。								

投資信託に関してご留意いただきたい事項

- 投資信託は預貯金とは異なり、元本の保証はありません。● 投資信託は預金保険・貯金保険の対象ではありません。● JAバンクが取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。● JAバンクは投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。● 投資信託は国内外の有価証券等で運用されるため、信託財産に組み入れられた株式・債券・REIT等の値動きや為替変動に伴うリスクがあります。このため、投資信託資産の価値が投資元本を下回るリスク等は、投資信託の購入者に帰属します。詳しくは、契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。● 投資信託運用による利益および損失は、投資信託の購入者に帰属します。● 一部の投資信託には、特定日にしか換金できないものがあります。● 投資信託の購入から換金・償還までの間に、直接または間接的にご負担いただく代表的な費用等には以下のものがあります。なお、これらの手数料等はファンド・購入金額により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各投資信託の手数料等の詳細は契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。

【購入時：購入時手数料がかかるファンドがあります。運用期間中：運用管理手数料（信託報酬・管理報酬等）が日々信託財産から差し引かれます。換金時：信託財産留保額がかかるファンドがあります。また、外貨に両替して購入・換金するファンドには、上記の各種手数料等とは別に為替手数料がかかります。●お申し込みにあたっては、契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）を十分お読みいただき、内容をご確認のうえ、自身でご判断ください。

詳しくは窓口までお問合せください。